

平成29年度

第3回 豊山町国民健康保険運営協議会

日時 平成30年2月19日（月）午後2時

場所 豊山町役場 会議室5

生活福祉部 保険課 国民健康保険・医療係

<このページは空白です。>

## 目次

国民健康保険税条例の一部改正（案）について【諮問事項】	- 1 -
1 平成30年度の国民健康保険税率について	- 1 -
2 豊山町国民健康保険税条例の一部改正（案）	- 5 -
3 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の本算定結果	- 7 -
第3期特定健康診査等実施計画について【協議事項】	- 9 -
1 特定健診・特定保健指導制度の概要	- 9 -
2 第2期計画（平成25年度～平成29年度）の実績・評価	- 9 -
3 第3期計画（平成30年度～平成35年度）の概要（案）	- 10 -
国民健康保険条例の一部改正（案）について【報告事項】	- 11 -
1 豊山町国民健康保険条例の一部改正（案）	- 11 -
豊山町国民健康保険の状況について【報告事項】	- 13 -
1 被保険者数の推移	- 13 -
2 被保険者1人当たりの医療費の推移	- 14 -
3 課税・収納の状況	- 15 -
4 法定外繰入金の推移	- 15 -
制度改正について【その他】	- 17 -
1 国民健康保険税における「軽減制度」の改正について（平成30年4月1日実施）	- 17 -
2 入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しについて（平成30年4月1日実施）	- 18 -
3 高額療養費制度の見直し（平成30年8月1日実施）	- 18 -

# 国民健康保険税条例の一部改正（案）について【諮問事項】

## 1 平成30年度の国民健康保険税率について

第2回国民健康保険運営協議会（平成29年12月27日開催）に諮問した平成30年度以降の国民健康保険税率（案）について、答申された事項を踏まえ、平成30年度の国民健康保険税率（案）を次のとおり設定した。

### 答申事項

- ① 資産割の廃止については、廃止に伴う被保険者の国民健康保険税の急変を回避するため、3年間の経過期間を設けて廃止することが適当である。
- ② 平等割については、国保世帯の負担増を回避するため、平成30年度から平成32年度までは、平成29年度の税率を維持することが適当である。
- ③ 応能応益の割合については、概ね「55：45」になるように努めること。
- ④ 国保税率の改定については、法定外繰入金は国保被保険者以外の町民との負担の公平の観点から解消に導いていく必要がある一方、資産割廃止に伴う国保被保険者の急激な負担増を鑑みて、現在の賦課総額を平成30年度から平成32年度までは4%の増額に改定し、平成33年度から平成34年度までは5%の増額に改定することが適当である。

### 法定外繰入金の解消シミュレーション

賦課総額をH30年度～H32年度は4%増、H33年度～H34年度は5%増にすると、法定外繰入金は6年目で解消できる。

区分	H29年度税率 (H30年度も維持)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
		H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
賦課総額（一般）	370,350,000円	385,210,000円	400,090,000円	414,690,000円	433,360,000円	451,780,000円	467,469,000円
対H29年度	—	+14,860,000円 (+4.0%)	+29,740,000円 (+8.0%)	+44,340,000円 (+12.0%)	+63,010,000円 (+17.0%)	+81,430,000円 (+22.0%)	+97,119,000円 (+26.2%)
法定外繰入金	97,119,000円	83,518,000円	69,912,000円	56,564,000円	39,589,000円	22,806,000円	0円
対H29年度	—	▲13,601,000円	▲27,207,000円	▲40,555,000円	▲57,530,000円	▲74,313,000円	▲97,119,000円

平成30年度 国民健康保険税率（案）

区分		現行（H29年度）		1年目		2年目		3年目	
				H30年度		H31年度		H32年度	
		税率	割合	税率	割合	税率	割合	税率	割合
医療	所得割	4.60%	58.3	5.21%	57.0	5.72%	56.0	6.26%	55.0
	資産割	19.90%		13.20%		6.60%		0.00%	
	均等割	17,800円	41.7	20,400円	43.0	22,400円	44.0	24,400円	45.0
	平等割	19,700円		19,700円		19,700円		19,700円	
後期	所得割	1.70%	58.4	1.68%	56.9	1.87%	55.8	2.06%	54.9
	資産割	7.40%		4.90%		2.40%		0.00%	
	均等割	6,600円	41.6	6,600円	43.1	7,300円	44.2	7,900円	45.1
	平等割	7,000円		7,000円		7,000円		7,000円	
介護	所得割	0.90%	53.8	1.17%	54.9	1.30%	55.0	1.43%	55.1
	資産割	4.50%		3.00%		1.50%		0.00%	
	均等割	6,000円	46.2	7,200円	45.1	7,600円	45.0	8,000円	44.9
	平等割	5,300円		5,300円		5,300円		5,300円	
賦課総額（一般）（※）		370,350,000円		385,210,000円		400,090,000円		414,690,000円	
対H29年度		—		+14,860,000円（+4.0%）		+29,740,000円（+8.0%）		+44,340,000円（+12.0%）	
調定額（一般）		337,300,000円		349,890,000円		362,580,000円		375,070,000円	
対H29年度		—		+12,590,000円（+3.7%）		+25,280,000円（+7.5%）		+37,770,000円（+11.2%）	
一人当たりの調定額		91,807円		95,234円		98,688円		102,088円	
対H29年度		—		+3,427円		+6,881円		+10,280円	

被保険者数（一般）3,674人

（※）平成29年10月末現在の被保険者データで試算（新規加入者で所得等データがない者は除く）

（注1）平成31年度～平成32年度の所得割及び均等割は当該年度の標準保険料率により変動する場合がある。

（注2）平成33年度以降の税率は、今後、標準保険料率が変動する場合があるため未設定。

## 国民健康保険税率改定に伴う各モデル世帯の影響額

モデル世帯		世帯数(割合) 全2,217世帯	現行 (H29年度)	1年目		2年目		3年目	
				H30年度	現行との 比較	H31年度	現行との 比較	H32年度	現行との 比較
1	～39歳【1人世帯】 所得0万円(給与収入65万円以下) 固定資産税なし	75世帯 (3.4%)	15,200円	16,000円	+800円	16,800円	+1,600円	17,600円	+2,400円
2	40～64歳【1人世帯】 所得0万円(給与収入65万円以下) 固定資産税なし	100世帯 (4.5%)	18,500円	19,700円	+1,200円	20,600円	+2,100円	21,500円	+3,000円
3-1	65～74歳【1人世帯】 所得0万円(年金収入120万円以下) 固定資産税なし	78世帯 (3.5%)	15,200円	16,000円	+800円	16,800円	+1,600円	17,600円	+2,400円
3-2	65～74歳【1人世帯】 所得0万円(年金収入120万円以下) 固定資産税10万円	40世帯 (1.8%)	42,500円	34,100円	▲8,400円	25,800円	▲16,700円	17,600円	▲24,900円
4-1	65～74歳【1人世帯】 所得100万円(年金収入220万円) 固定資産税なし	182世帯 (8.2%)	93,200円	99,800円	+6,600円	107,200円	+14,000円	114,700円	+21,500円
4-2	65～74歳【1人世帯】 所得100万円(年金収入220万円) 固定資産税10万円	95世帯 (4.3%)	120,500円	117,900円	▲2,600円	116,200円	▲4,300円	114,700円	▲5,800円
5-1	65～74歳夫婦【2人世帯】 所得200万円(年金収入320万円) 固定資産税なし	13世帯 (0.6%)	180,600円	195,700円	+15,100円	212,800円	+32,200円	230,200円	+49,600円
5-2	65～74歳夫婦【2人世帯】 所得200万円(年金収入320万円) 固定資産税10万円	31世帯 (1.4%)	207,900円	213,800円	+5,900円	221,800円	+13,900円	230,200円	+22,300円
6-1	40～64歳夫婦+子2人【4人世帯】 所得300万円(給与収入443万円) 固定資産税なし	5世帯 (0.2%)	333,700円	369,500円	+35,800円	403,300円	+69,600円	437,400円	+103,700円
6-2	40～64歳夫婦+子2人【4人世帯】 所得300万円(給与収入443万円) 固定資産税10万円	8世帯 (0.4%)	365,500円	390,600円	+25,100円	413,800円	+48,300円	437,400円	+71,900円
7-1	40～64歳夫婦+子1人【3人世帯】 所得400万円(給与収入568万円) 固定資産税なし	4世帯 (0.2%)	381,300円	423,100円	+41,800円	462,500円	+81,200円	502,600円	+121,300円
7-2	40～64歳夫婦+子1人【3人世帯】 所得400万円(給与収入568万円) 固定資産税10万円	5世帯 (0.2%)	413,100円	444,200円	+31,100円	473,000円	+59,900円	502,600円	+89,500円

世帯数は平成29年12月5日現在

世帯数の抽出条件・・・所得：±50万円以内 ※所得0円は0円

固定資産税：±5万円以内

国民健康保険税率改定に伴う国民健康保険税増減額別の世帯数

1年目（H30年度）

国保税増減額（対H29年度）		世帯数（割合）	備考
増額	6万円以上	9世帯 (0.4%)	最大77,700円
	4万円以上 6万円未満	40世帯 (1.8%)	
	2万円以上 4万円未満	250世帯 (11.3%)	
	2万円未満	1,476世帯 (66.6%)	
	増額世帯計	1,775世帯 (80.1%)	
増減なし		30世帯 (1.4%)	
減額	2万円未満	323世帯 (14.6%)	
	2万円以上 4万円未満	44世帯 (2.0%)	
	4万円以上 6万円未満	18世帯 (0.8%)	
	6万円以上	27世帯 (1.2%)	最大156,500円
	減額世帯計	412世帯 (18.6%)	
合計世帯数		2,217世帯 (100.0%)	

2年目（H31年度）

国保税増減額（対H29年度）		世帯数（割合）	備考
増額	6万円以上	106世帯 (4.8%)	最大150,700円
	4万円以上 6万円未満	192世帯 (8.7%)	
	2万円以上 4万円未満	359世帯 (16.2%)	
	2万円未満	1,143世帯 (51.6%)	
	増額世帯計	1,800世帯 (81.2%)	
増減なし		26世帯 (1.2%)	
減額	2万円未満	244世帯 (11.0%)	
	2万円以上 4万円未満	60世帯 (2.7%)	
	4万円以上 6万円未満	23世帯 (1.0%)	
	6万円以上	64世帯 (2.9%)	最大322,700円
	減額世帯計	391世帯 (17.6%)	
合計世帯数		2,217世帯 (100.0%)	

3年目（H32年度）

国保税増減額（対H29年度）		世帯数（割合）	備考
増額	6万円以上	300世帯 (13.5%)	最大178,900円
	4万円以上 6万円未満	220世帯 (9.9%)	
	2万円以上 4万円未満	388世帯 (17.5%)	
	2万円未満	923世帯 (41.6%)	
	増額世帯計	1,831世帯 (82.6%)	
増減なし		22世帯 (1.0%)	
減額	2万円未満	180世帯 (8.1%)	
	2万円以上 4万円未満	61世帯 (2.8%)	
	4万円以上 6万円未満	33世帯 (1.5%)	
	6万円以上	90世帯 (4.1%)	最大486,400円
	減額世帯計	364世帯 (16.4%)	
合計世帯数		2,217世帯 (100.0%)	

※H29年12月5日現在の被保険者データで試算

## 2 豊山町国民健康保険税条例の一部改正（案）

国民健康保険税について、平成30年度の国保税率の改定並びに平成30年度から実施される国民健康保険制度改革（県広域化）にあたり国民健康保険法及び地方税法等が改正されるため、所要の改正を行う。

### 国保税率改定関係

条例	改正の概要
第3条	医療給付費分 所得割率 4.60% → 5.21%
第4条	医療給付費分 資産割率 19.90% → 13.20%
第5条	医療給付費分 均等割額 17,800円 → 20,400円
第6条	後期支援金分 所得割率 1.70% → 1.68%
第7条	後期支援金分 資産割率 7.40% → 4.90%
第8条	介護納付金分 所得割率 0.90% → 1.17%
第9条	介護納付金分 資産割率 4.50% → 3.00%
第9条の2	介護納付金分 均等割額 6,000円 → 7,200円
第23条	税率改定に伴う均等割の軽減額の改正 7割軽減 医療給付費分 12,460円 → 14,280円 介護納付金分 4,200円 → 5,040円 5割軽減 医療給付費分 8,900円 → 10,200円 介護納付金分 3,000円 → 3,600円 2割軽減 医療給付費分 3,560円 → 4,080円 介護納付金分 1,200円 → 1,440円



国民健康保険制度改革（県広域化）関係

条例	改正の概要
第2条	<p>課税額の根拠</p> <p>&lt;改正前&gt; 国民健康保険に要する費用、後期高齢者支援金の納付に要する費用、介護納付金の納付に要する費用</p> <p>&lt;改正後&gt; 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用</p>
第5条の2	<p>字句の修正等</p> <p>&lt;改正前&gt; 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）</p> <p>&lt;改正後&gt; <del>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）</del> ※第2条に新たに国民健康保険法を規定するため削除</p>

施行期日

平成30年4月1日から施行する。

### 3 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の本算定結果

平成30年1月15日に愛知県から『国民健康保険事業費納付金等の本算定結果』が示された。

#### 国民健康保険事業費納付金【本算定結果】

豊山町の国民健康保険事業費納付金【本算定結果：一般】

区分	本算定結果 ①	仮算定結果（前回） ②	前回との差 =①－②
国保事業費納付金	480,069,491円	491,080,617円	▲11,011,126円

豊山町及び近隣市町の一人当たりの納付金

市町村名	本算定結果 ①		仮算定結果（前回） ②		前回との差 =①－②
	一人当たりの納付金	順位（※）	一人当たりの納付金	順位（※）	
豊山町	129,399円	27位	131,200円	28位	▲1,801円
春日井市	124,660円	42位	126,442円	46位	▲1,782円
小牧市	133,355円	17位	135,429円	18位	▲2,074円
清須市	134,351円	15位	138,241円	12位	▲3,890円
北名古屋市	127,718円	31位	129,610円	32位	▲1,892円
大口町	142,585円	2位	146,732円	2位	▲4,147円
扶桑町	127,702円	32位	128,618円	37位	▲916円

※ 順位は全54市町村中、高い順

豊山町の標準保険料率【本算定結果】

区分		本算定結果	応能応益割合	仮算定結果(前回)	応能応益割合	H30年度国保税率(案)	応能応益割合
医療	所得割	6.44%	55.2	6.52%	56.1	5.21%	57.0
	資産割	-		-		13.20%	
	均等割	25,679円	44.8	25,999円	43.9	20,400円	43.0
	平等割	18,285円		18,690円		19,700円	
後期	所得割	2.07%	55.8	2.20%	55.6	1.68%	56.9
	資産割	-		-		4.90%	
	均等割	8,207円	44.2	8,755円	44.4	6,600円	43.1
	平等割	5,844円		6,293円		7,000円	
介護	所得割	1.79%	58.4	1.68%	58.0	1.17%	54.9
	資産割	-		-		3.00%	
	均等割	9,336円	41.6	8,775円	42.0	7,200円	45.1
	平等割	4,503円		4,232円		5,300円	
計	所得割	10.30%	/	10.40%	/	8.06%	/
	資産割	-		-		21.10%	
	均等割	43,222円		43,529円		34,200円	
	平等割	28,632円		29,215円		32,000円	

## 第3期特定健康診査等実施計画について【協議事項】

### 1 特定健診・特定保健指導制度の概要

#### (1) 目的

特定健診・特定保健指導は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度から各医療保険者に実施を義務付けられた制度。生活習慣病の発症予防・重症化予防により、住民の生活の質の確保・向上とともに将来的な医療費の伸びの適正化を目指している。「特定保健指導（積極的支援・動機付け支援）」の対象者を抽出するため、メタボリックシンドロームに着目した「特定健診」を実施し、その結果に応じた保健指導により、生活習慣の改善や重症化予防を図る。

#### (2) 計画期間

各医療保険者は、第1期（平成20年度～平成24年度）及び第2期（平成25年度～平成29年度）は5年間を一期とし、第3期（平成30年度～平成35年度）からは6年間を一期として、特定健診・特定保健指導の実施計画を作ることとされている。

### 2 第2期計画（平成25年度～平成29年度）の実績・評価

#### (1) 実績

特定健診は、目標であった実施率の達成には至らなかった。（目標：50% → H28実績：35.2%）

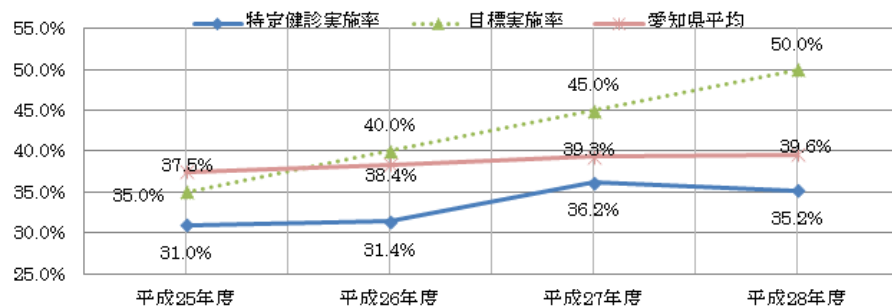
特定保健指導は、目標であった実施率を達成した。（目標：55% → H28実績：55.7%）

#### (2) 評価

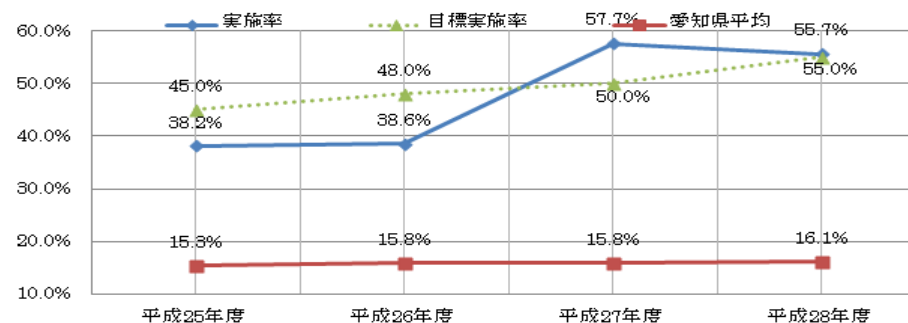
特定健診は、平成27年度から70歳未満の受診料を無料にしたことによって特定健診を受診しやすい環境を整えたことなどにより、計画期間でとらえると実施率は向上した。しかし、54歳以下の男性の実施率が低く、特定健診の本来の意義を発揮しにくい状況がある。

特定保健指導は、集団健診を受けた対象者すべてに特定保健指導を行うという取り組みを行っていることなどにより、実施率は県平均を大きく上回っている。

特定健診実施率の目標値と実績値の推移



特定保健指導の目標値と実績値の推移



### 3 第3期計画（平成30年度～平成35年度）の概要（案）

#### (1) 特定健診・特定保健指導の実施率目標

特定健診、特定保健指導ともに平成35年度までに60%とする。

#### (2) 目標達成のための取り組み事項

##### 【特定健診】

##### ①受診券送付後の受診勧奨方法の工夫

実施率の低い世代や受診歴のない者に対する取り組みを強化する。

##### ②事業主健診等の受診者のデータ収集の強化

被保険者に対しては、事業主健診や人間ドック等、特定健診以外で受診した結果の提出について、広報啓発をし、データ収集の強化につなげる。事業主に対しては、事業主健診のデータの受領を拡大するために、積極的な協議・調整を行う。

##### ③効果的な周知方法や受診勧奨の施策の調査検討及び実施

実施率の向上のために対象者に対し調査を行い、費用対効果の高い勧奨方法を検討・実施する。

##### 【特定保健指導】

##### ①現状水準の維持

第2期計画では目標値を達成しており、その水準を維持するため、指導方法はこれまでの取り組みを継続する。

##### ②効果的施策の調査検討及び実施

特定保健指導の実施方法の充実に向けて取り組み、利用機会拡大を図るとともに、より効果のある特定保健指導を目指す。

# 国民健康保険条例の一部改正（案）について【報告事項】

## 1 豊山町国民健康保険条例の一部改正（案）

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国民健康保険運営に中心的な役割を担うことになり、都道府県と市町村のそれぞれの国保事務について明文化するため、所要の改正を行う。

### 国民健康保険制度改革（県広域化）関係

条例	改正の概要
第1章 (目次を含む)	<改正前> 豊山町が行う国民健康保険 <改正後> 豊山町が行う国民健康保険の事務
第2章 (目次を含む)	<改正前> 国民健康保険運営協議会 <改正後> 豊山町国民健康保険運営協議会
第1条 (見出しを含む)	<改正前> 豊山町が行う国民健康保険 <改正後> 豊山町が行う国民健康保険の事務
第2条 (見出しを含む)	<改正前> 国民健康保険運営協議会 <改正後> 豊山町国民健康保険運営協議会

### 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

<このページは空白です。>

# 豊山町国民健康保険の状況について【報告事項】

## 1 被保険者数の推移

### ■全体

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
一般	4,373人	4,234人	4,160人	3,868人	3,688人
退職	206人	150人	85人	42人	15人
全体計	4,579人	4,384人	4,245人	3,910人	3,703人
対前年度比	—	▲195人	▲139人	▲335人	▲207人
町人口	15,113人	15,211人	15,394人	15,544人	15,700人
加入割合	30.3%	28.8%	27.6%	25.2%	23.6%
国保世帯数	2,469世帯	2,433世帯	2,385世帯	2,275世帯	2,184世帯
町世帯数	6,063世帯	6,184世帯	6,326世帯	6,433世帯	6,530世帯
加入割合	40.7%	39.3%	37.7%	35.4%	33.4%

※人数、世帯数は年度末現在 ※H29年度はH30年1月末現在

### ■【再掲】0～6歳（未就学）

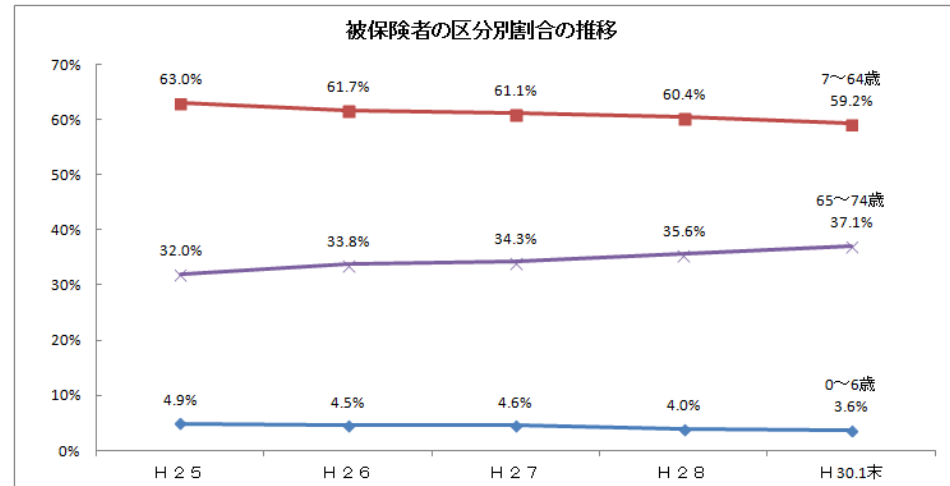
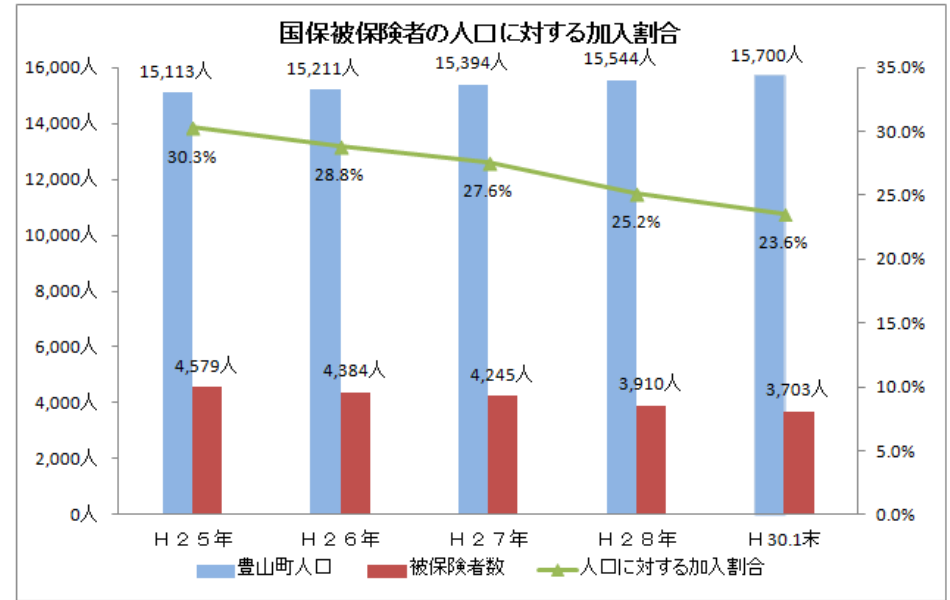
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
0～6歳計	225人	198人	195人	155人	135人
対前年度比	—	▲27人	▲3人	▲40人	▲20人
構成割合	4.9%	4.5%	4.6%	4.0%	3.6%

### ■【再掲】7～64歳

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
7～64歳計	2,887人	2,705人	2,595人	2,363人	2,194人
対前年度比	—	▲182人	▲110人	▲232人	▲169人
構成割合	63.0%	61.7%	61.1%	60.4%	59.2%

### ■【再掲】65～74歳（前期高齢）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
65～74歳計	1,467人	1,481人	1,455人	1,392人	1,374人
対前年度比	—	14人	▲26人	▲63人	▲18人
構成割合	32.0%	33.8%	34.3%	35.6%	37.1%





## 2 被保険者1人当たりの医療費の推移

### ■全体

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
全体計	265,878円	288,988円	298,536円	271,774円	293,442円
対前年度比	—	23,111円 (8.7%)	9,548円 (3.3%)	▲26,762円 (▲9.0%)	21,668円 (8.0%)
受診件数	15.3件	15.7件	15.9件	16.0件	16.0件
県下平均	299,309円	305,173円	318,912円	未公表	未公表
県内順位	3位	8位	8位	未公表	未公表

※H29年度は決算見込額 ※県内順位は医療費の低い順

### ■【再掲】0～6歳（未就学）

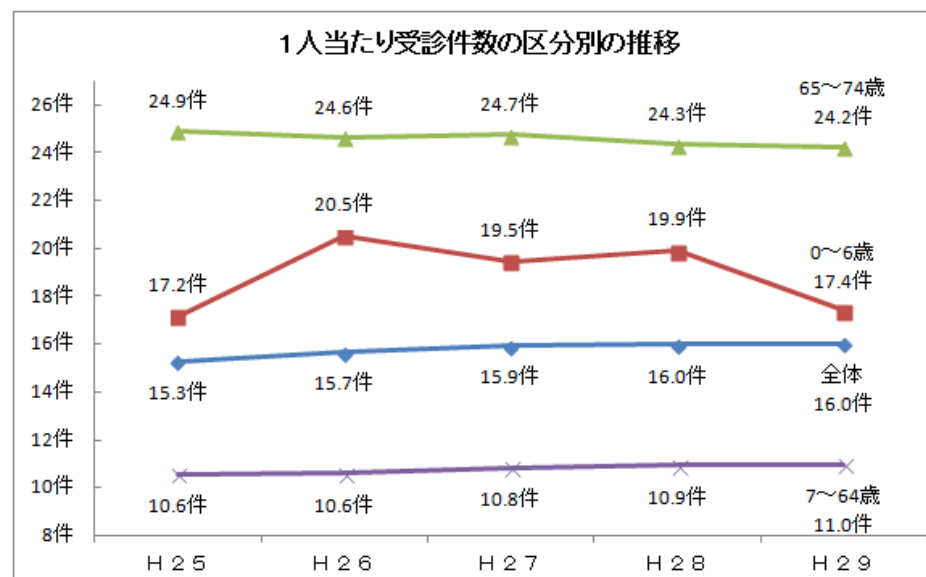
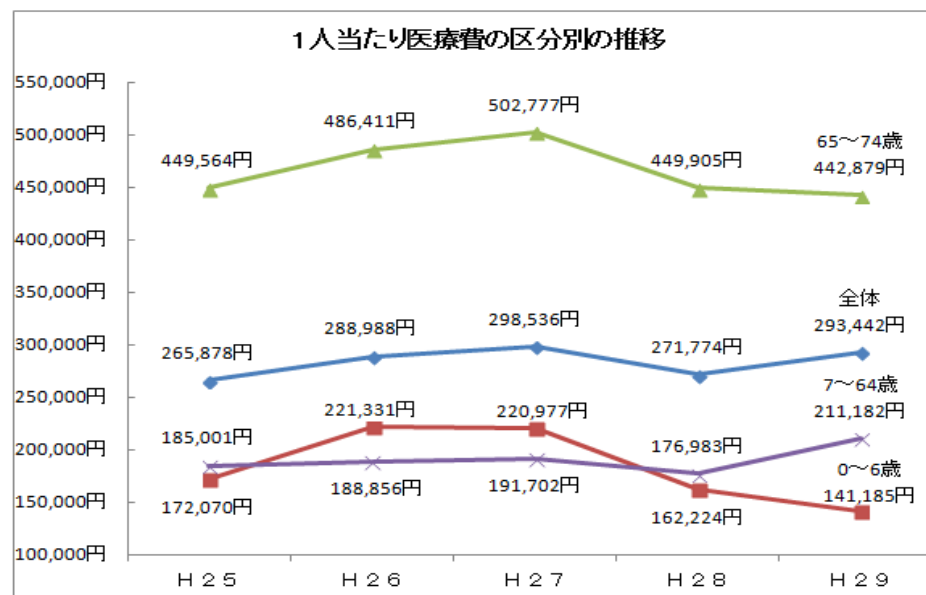
	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
0～6歳計	172,070円	221,331円	220,977円	162,224円	141,185円
対前年度比	—	49,262円 (28.6%)	▲355円 (▲0.2%)	▲58,753円 (▲26.6%)	▲21,039円 (▲13.0%)
受診件数	17.2件	20.5件	19.5件	19.9件	17.4件

### ■【再掲】7～64歳

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
65～74歳計	185,001円	188,856円	191,702円	176,983円	211,182円
対前年度比	—	3,855円 (2.1%)	2,846円 (1.5%)	▲14,719円 (▲7.7%)	34,199円 (19.3%)
受診件数	10.6件	10.6件	10.8件	10.9件	11.0件

### ■【再掲】65～74歳（前期高齢）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
7～64歳計	449,564円	486,411円	502,777円	449,905円	442,879円
対前年度比	—	36,846円 (8.2%)	16,366円 (3.4%)	▲52,872円 (▲10.5%)	▲7,026円 (▲1.6%)
受診件数	24.9件	24.6件	24.7件	24.3件	24.2件



### 3 課税・収納の状況

#### (1) 1人当たりの調定額（現年度分）

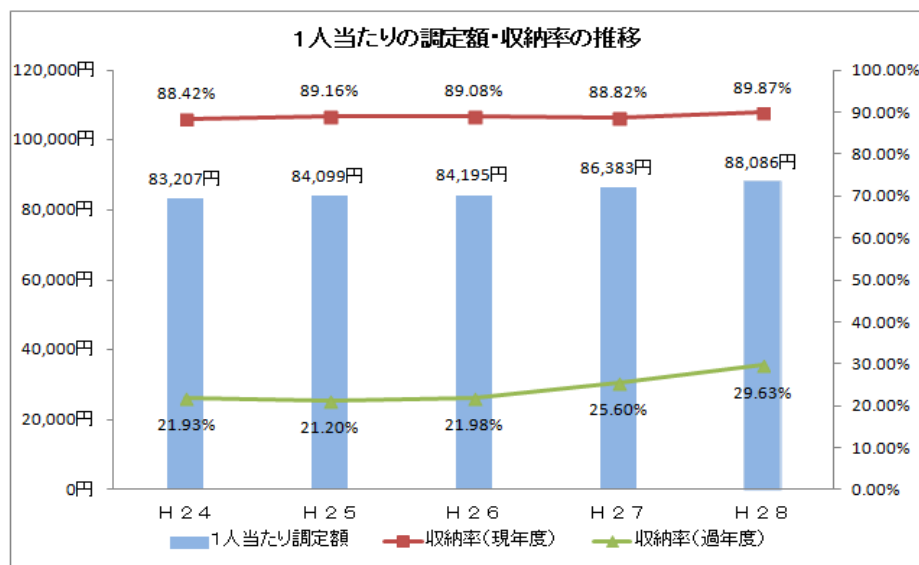
年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
調定額	83,207円	84,099円	84,195円	86,383円	88,086円
対前年度比	—	892円 (1.1%)	97円 (0.1%)	2,188円 (2.6%)	1,703円 (2.0%)

#### (2) 収納率（現年度分）

年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
収納額	88.42%	89.16%	89.08%	88.82%	89.87%
対前年度比	—	0.74%	▲0.08%	▲0.26%	1.06%

#### (3) 収納率（過年度分）

年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
収納額	21.93%	21.20%	21.98%	25.60%	29.63%
対前年度比	—	▲0.73%	0.78%	3.62%	4.03%



### 4 法定外繰入金の推移

#### (1) 法定外繰入金

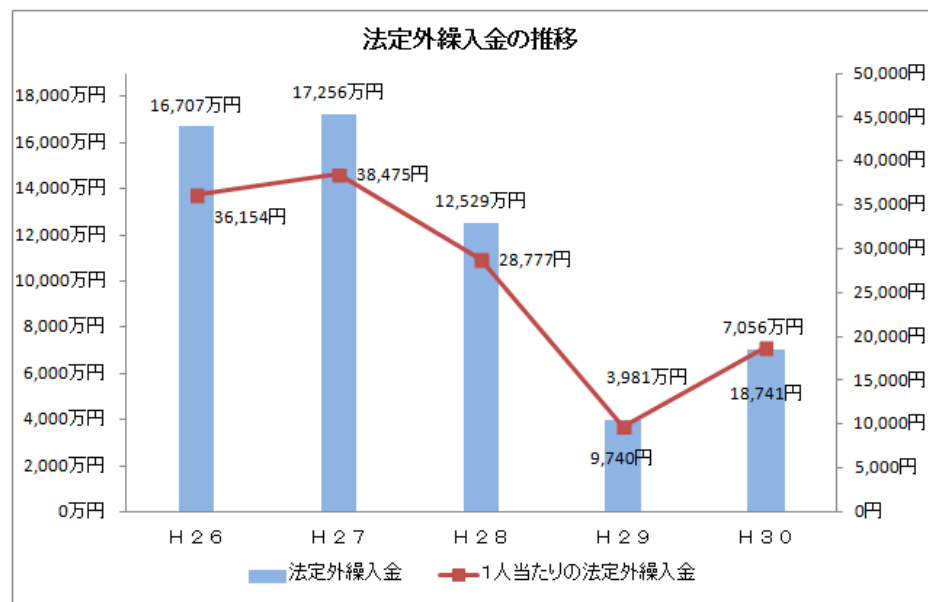
年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
法定外繰入金	16,707万円	17,256万円	12,529万円	3,981万円	7,056万円
対前年度比	—	549万円 (3.3%)	▲4,727万円 (▲27.4%)	▲8,549万円 (▲68.2%)	3,075万円 (77.2%)

※H26～H28年度は決算額、H29～H30年度は当初予算額

#### (2) 1人当たりの法定外繰入金

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
法定外繰入金	36,154円	38,475円	28,777円	9,740円	18,741円
対前年度比	—	2,321円 (6.4%)	▲9,698円 (▲25.2%)	▲19,036円 (▲66.2%)	9,001円 (92.4%)

※H26～H28年度は決算額、H29～H30年度は当初予算額



<このページは空白です。>

## 制度改正について【その他】

### 1 国民健康保険税における「軽減制度」の改正について（平成30年4月1日実施）

低所得者に対する軽減措置として、応益分保険料（均等割、平等割）を、所得に応じて7割・5割・2割軽減する仕組みがあるが、5割軽減と2割軽減について、物価上昇の影響で軽減対象が減少しないよう軽減判定所得の基準額が下記のとおり改正される。

#### ■改正内容

軽減種別	改正	軽減基準所得（世帯主及び国保加入者等の合計所得）
5割軽減	改正前	33万円＋27万円×（国保加入者等の人数）以下
	改正後	33万円＋27万5千円×（国保加入者等の人数）以下
2割軽減	改正前	33万円＋49万円×（国保加入者等の人数）以下
	改正後	33万円＋50万円×（国保加入者等の人数）以下

#### ■改正による影響について

軽減種別	改正前	改正後	増減	保険税影響額
5割軽減	257世帯（11.88%）	263世帯（12.15%）	6世帯（0.28%）	▲286,000円
2割軽減	238世帯（11.00%）	242世帯（11.18%）	4世帯（0.18%）	▲67,000円
計				▲353,000円

※全世帯数：2,164世帯 ※平成29年10月末現在の被保険者データを基に平成30年度予定税率を用いて算出

#### ■モデル世帯

①65～74歳【1人世帯】年金収入1,955,000円 固定資産税なし

改正前：72,200円（2割軽減） → 改正後：56,000円（5割軽減） 増減：▲16,200円

②65～74歳【1人世帯】年金収入2,180,000円 固定資産税なし

改正前：98,400円（軽減なし） → 改正後：87,700円（2割軽減） 増減：▲10,700円

## 2 入院時の光熱水費相当額に係る患者負担の見直しについて（平成30年4月1日実施）

65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費（光熱水費相当額）について、介護保険施設や在宅療養との負担の公平化を図る観点から、平成29年10月から段階的な引き上げが実施されている。

※難病患者は除く

<現行>		<平成30年4月～>	
65歳以上 医療療養病床	負担額	65歳以上 医療療養病床	負担額
医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	370円/日	医療区分Ⅰ (ⅡⅢ以外の者)	370円/日
医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の高い者)	200円/日	医療区分ⅡⅢ (医療の必要性の高い者)	
難病患者	0円/日	難病患者	0円/日

## 3 高額療養費制度の見直し（平成30年8月1日実施）

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、高額な医療を受けた患者が窓口で支払う自己負担額に上限を設定し、医療費の自己負担に一定の歯止めをかける仕組み。

今般、制度の持続可能性を高めるため、世代間の負担の公平性や負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、所得区分に応じて自己負担額の段階的な引き上げが平成29年8月から実施されている。

<現行>			<平成30年8月～>		
区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)	区分	外来 (個人)	限度額 (世帯※1)
現役並み (課税所得 145万円以上)	57,600円	80,100円 + 1% <44,400円>	課税所得690万円以上	252,600円 + 1% <140,100円>	57,600円 <44,400円>
一般 (課税所得 145万円未満) ※2	14,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 <44,400円>	課税所得380万円以上	167,400円 + 1% <93,000円>	
			課税所得145万円以上	80,100円 + 1% <44,400円>	
住民税非課税	8,000円	24,600円	一般 (課税所得 145万円未満) ※2	18,000円 (年間上限 14.4万円)	
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円	住民税非課税	8,000円	24,600円
			住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する者 ※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む  
< >内の金額は、過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額（多数該当）